

# 平成21年度地方債計画と 地方債制度を巡る動向について



**共同発行市場公募地方債IR**

**平成21年3月5日**

**総務省自治財政局地方債課長  
黒田 武一郎**

# 平成21年度地方財政計画のポイント

## 生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を「1兆円」増額

- 規定の加算とは「別枠」で地方交付税を1兆円増額
- 増額分の地方交付税は、「雇用創出」や「地域の元気回復」の財源
  - 地域雇用創出推進費の創設 (21・22) 0.5兆円
  - 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 0.5兆円
    - ・ 「地域の元気回復」や少子化対策、公立病院に対する財政措置等を充実
    - ・ 地方交付税総額は折半ルールの14.8兆円→15.8兆円

## 地方交付税の総額を増額確保

- 地方交付税 15.8兆円 (前年度比 +0.4兆円)
  - ・ 法定率分等 11.0兆円
  - ・ 国の一般会計加算等(規定ルールによる補てん) 3.8兆円
  - ・ 1兆円の増額 1.0兆円

※ 地方交付税の0.4兆円以上の増額は平成12年度以来9年ぶり
- 実質的な地方交付税 21.0兆円 (前年度比 +2.7兆円)
  - ・ 臨時財政対策債 5.1兆円 ( " +2.3兆円)
- 地方一般歳出を増額 +0.8兆円 (前年度比 +0.5兆円)

※ 地方一般歳出の大幅な増加は平成11年度以来10年ぶり

## 地方公共団体金融機構の創設

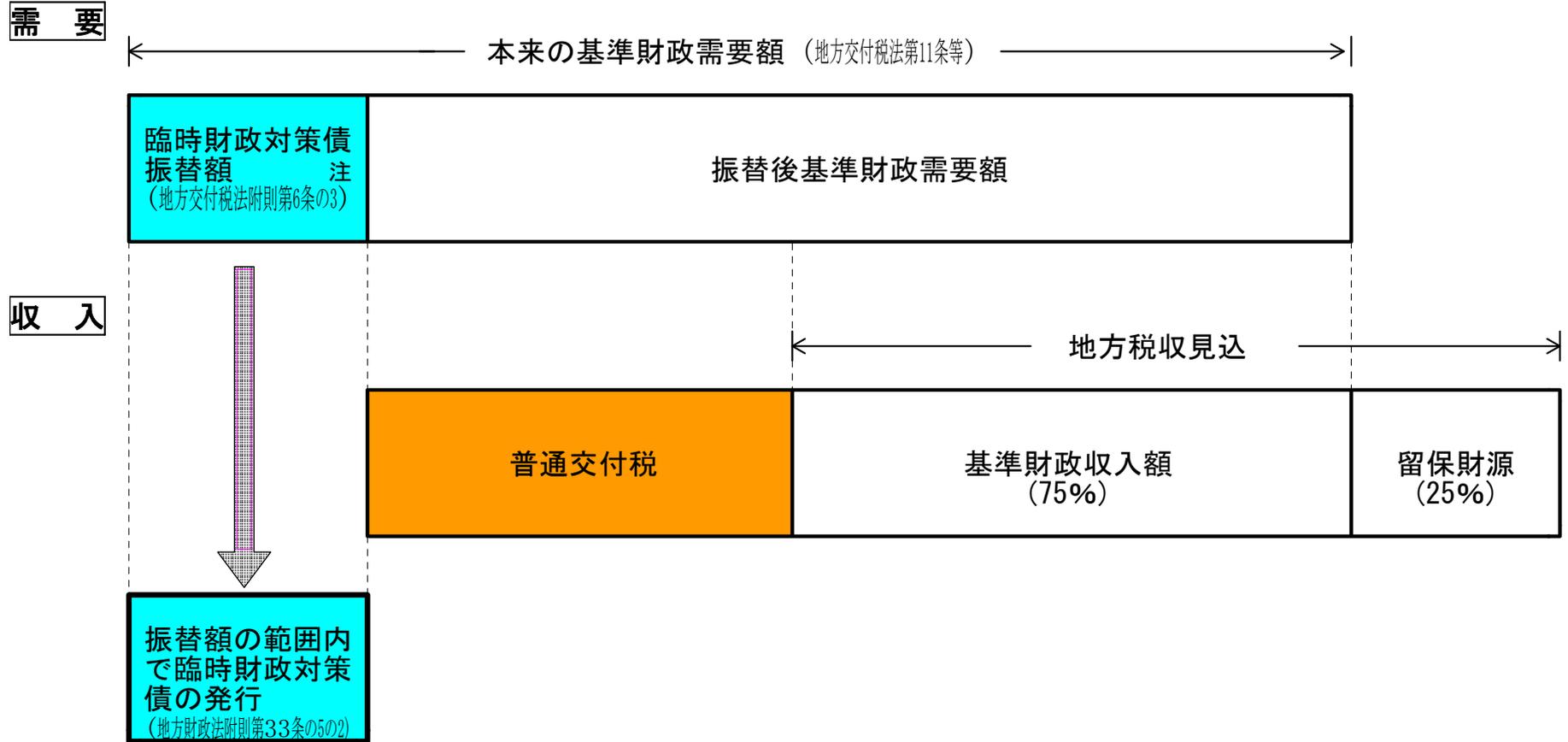
- 「地方共同の金融機構」として、地方公共団体金融機構を創設(地方公営企業等金融機構を改組)
- 臨時財政対策債の急増に対応するため、地方公共団体金融機構で臨時財政対策債を引受け(0.5兆円)

# 平成21年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目		平成21年度 計画額 (A)	平成20年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債	60,144	60,761	△ 617	△ 1.0
二	公営企業債	24,514	27,783	△ 3,269	△ 11.8
三	公営企業借換債	-	2,000	△ 2,000	皆減
四	臨時財政対策債	51,486	28,332	23,154	81.7
五	退職手当債	5,700	5,900	△ 200	△ 3.4
総 計		141,844	124,776	17,068	13.7
内 訳	普通会計分	118,329	96,055	22,274	23.2
	公営企業会計等分	23,515	28,721	△ 5,206	△ 18.1
資金区分					
	公 的 資 金	57,670	45,730	11,940	26.1
	財 政 融 資 資 金	39,340	32,400	6,940	21.4
	地方公共団体金融機構資金	18,330	13,330	5,000	37.5
	民 間 等 資 金	84,174	79,046	5,128	6.5
	市 場 公 募	36,700	34,000	2,700	7.9
	銀 行 等 引 受	47,474	45,046	2,428	5.4

# 臨時財政対策債の仕組み【平成21年度案】



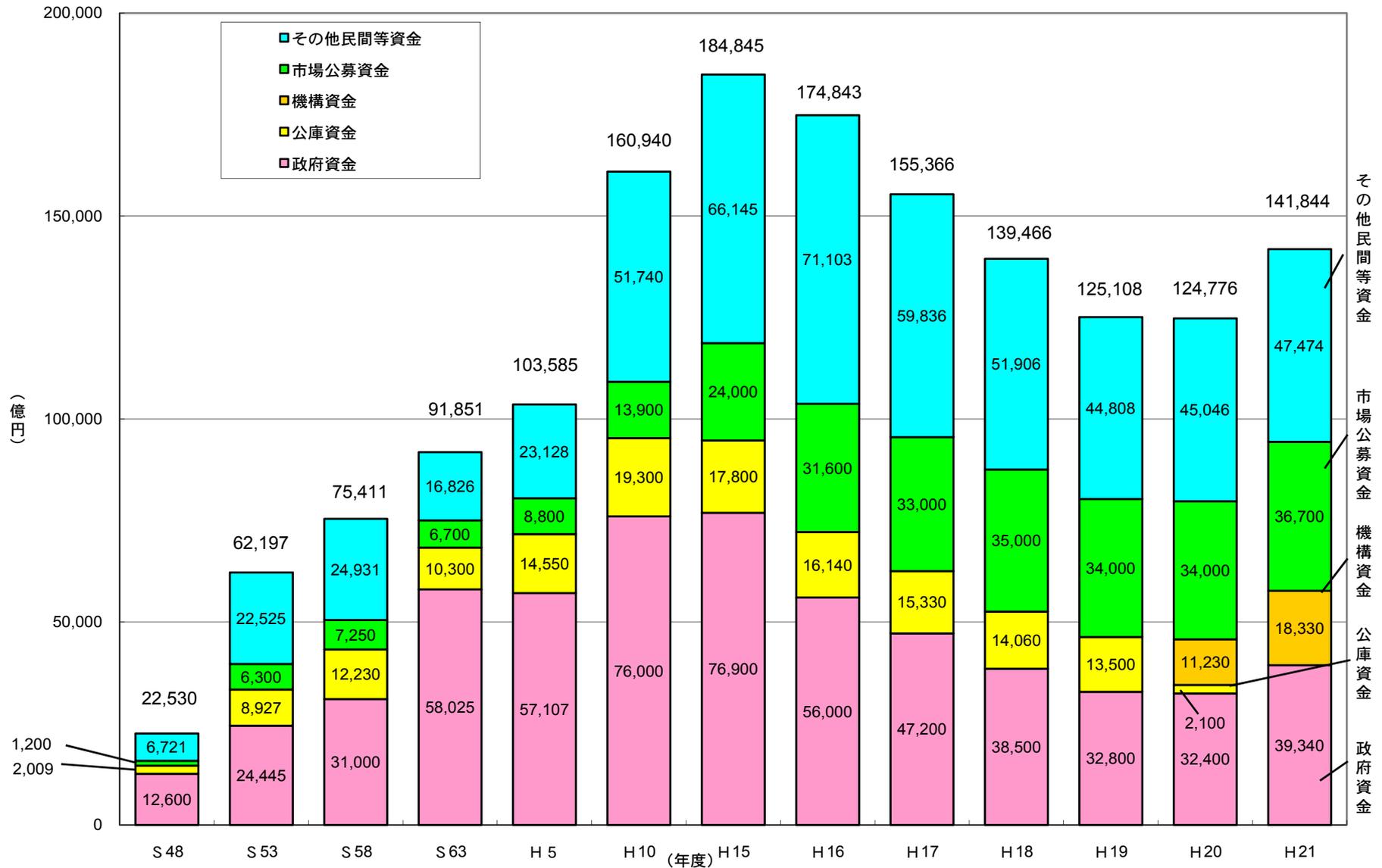
各地方団体の臨時財政対策債振替額 = 人口(国勢調査人口) × 単価

(地方交付税法附則第6条の3)

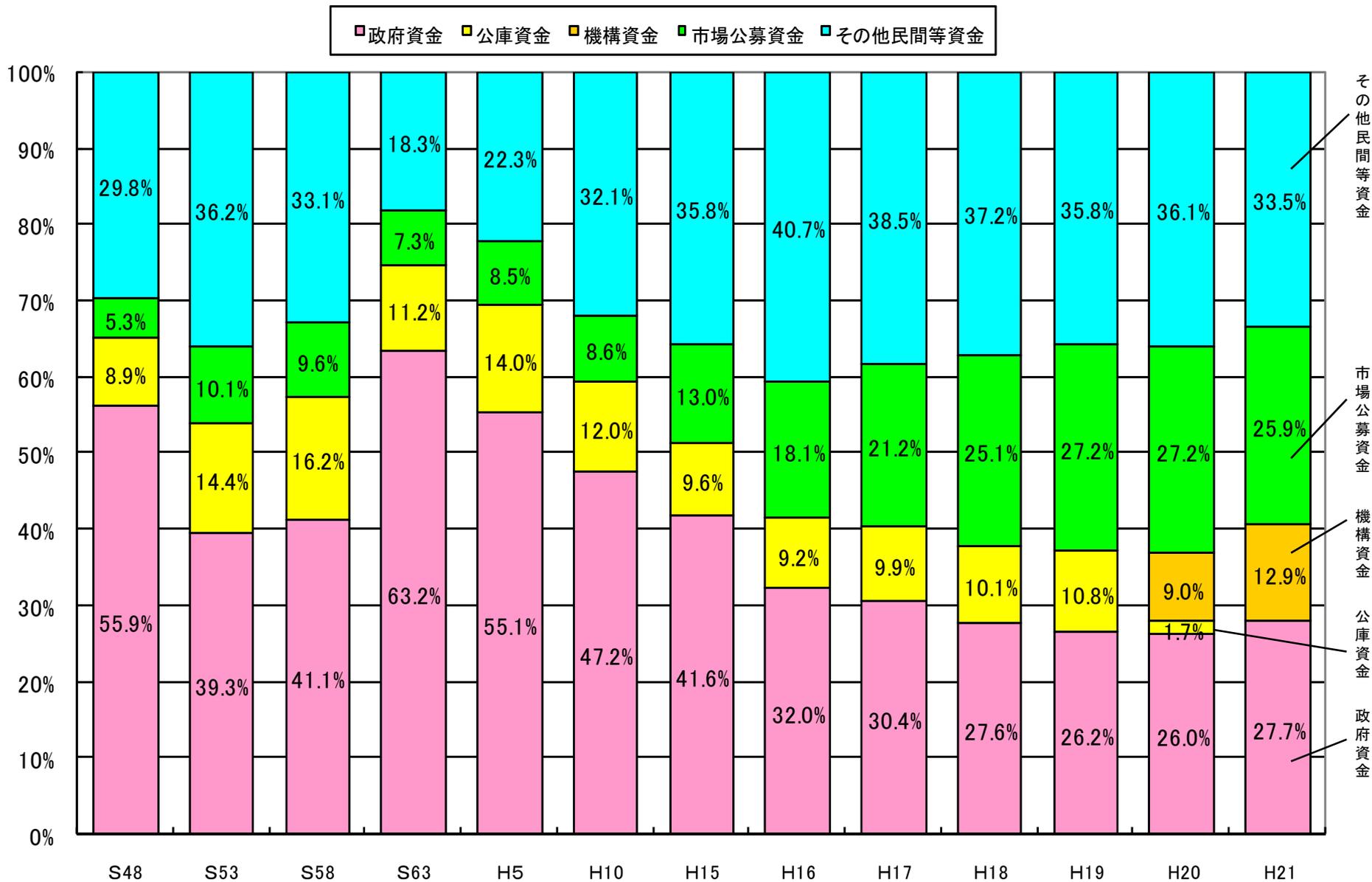
〔道府県27,491円 × 人口規模による行政コスト等の補正  
市町村11,844円 < 具体の算定式は総務省令に規定〕

(注. 地方交付税法等一部改正法案による改正後の条文である。)

# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



# 地方債計画（当初）における資金別構成比の推移



# 生活対策（抄）

平成20年10月30日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

## ＜第3の重点分野＞地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

### 9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

#### ＜具体的施策＞

- 道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る
- 地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する
- 地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する
- 景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

# 地方債資金の状況

	貸し手	対象事業	平成21年度地方債計画額（兆円）
(公助)	国（財政融資資金）	一般会計等事業 公営企業	3.9
	地方公営企業等金融機構	対象外 原則として公営企業のみ	
(共助)	↓ 地方公共団体金融機構（仮称）	一般会計等事業 公営企業	1.8
	銀行等	一般会計等事業 公営企業	4.7
(自助)	資本市場（市場公募債）	一般会計等事業 公営企業	3.7
	合計		14.2

資金調達の  
自主性・自立性

# 地方公営企業等金融機構法の一部改正の概要

	名称	貸付対象	貸付規模	業務等
改正前 (現機構)	地方公営企業 等金融機構	原則として 公営企業	H20 年 1.3 兆円	○貸付対象の重点化 ○貸付規模の段階的縮減
	↓	↓	↓	↓
改正後 (新機構)	地方公共団体 金融機構	一般会計 公営企業	H21 年 1.3 兆円 + 5 千億円 (臨時財政対策 債)	○貸付規模は経済変動等に機 動的に対処  「貸付規模の縮減規定は、内外の 金融秩序の混乱、経済事情の変動 等により財源不足額をうめるため に起こす地方債については、適用 しない」

# 地方公共団体金融機構の創設について

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図る。

## 1. 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

- 現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。
  - これに伴い、現機構の名称を地方公共団体金融機構に改める。
- ① 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
  - ② 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。
  - ③ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

## 2. 平成21年度の貸付け

- (1) 一般会計  
地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121億円を貸付け
- (2) 公営企業会計  
平成21年度の事業量を勘案し、8,209億円を貸付け
- (3) 臨時財政対策債への対応  
臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5千億円を貸付け

# 全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度 (予定)	福井県、奈良県		46

# 平成21年度市場公募地方債発行予定額

団体	発行額計	10年債		3年債 5年債	20年債 30年債	団体	発行額計	10年債		3年債 5年債	20年債 30年債
		個別発行	共同発行					個別発行	共同発行		
北海道	3,600	1,800	600	1,200	0	徳島県	200	100	100	0	0
宮城県	830	0	480	350	0	福岡県	(注2) 1,600	500	0	500	400
福島県	600	200	200	200	0	熊本県	500	100	300	100	0
茨城県	370	0	370	0	0	大分県	300	100	200	0	0
栃木県	100	100	0	0	0	鹿児島県	700	0	600	100	0
群馬県	200	200	0	0	0	札幌市	1,100	300	300	300	200
埼玉県	3,500	2,400	500	0	600	仙台市	560	0	460	100	0
千葉県	3,740	2,000	540	600	600	さいたま市	100	100	0	0	0
東京都	8,100	5,600	0	800	1,700	千葉市	800	300	400	0	100
神奈川県	4,400	2,000	600	1,200	600	川崎市	1,200	250	300	350	300
新潟県	1,200	600	600	0	0	横浜市	2,300	1,200	0	300	800
福井県	100	100	0	0	0	新潟市	200	100	100	0	0
山梨県	100	100	0	0	0	静岡市	150	0	150	0	0
長野県	800	0	600	200	0	浜松市	100	100	0	0	0
岐阜県	300	0	200	100	0	名古屋市	1,300	800	0	200	300
静岡県	2,300	900	600	400	400	京都市	1,300	300	600	300	100
愛知県	4,000	2,400	600	400	600	大阪市	(注2) 3,100	1,200	600	400	500
京都府	1,600	400	600	300	300	堺市	100	100	0	0	0
大阪府	(注2) 6,900	2,600	600	2,900	0	神戸市	1,200	200	400	100	500
兵庫県	3,400	1,200	600	1,200	400	広島市	800	400	400	0	0
奈良県	100	0	0	100	0	北九州市	800	200	300	100	200
島根県	100	0	0	100	0	福岡市	1,100	300	300	300	200
岡山県	300	200	100	0	0						
広島県	(注2) 1,500	600	600	0	200	合計	67,650	30,050	13,900	13,200	9,000

(注1) 状況の変化等による発行額変更の可能性がある。

(注2) 大阪府、広島県、福岡県、大阪市の合計額にはそれぞれ800億円、100億円、200億円、400億円の償還年限未定分を含む。

# 市場公募債の発行の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債										住民参加型市場公募地方債		外貨地方債							
	10年債				3年債	5年債	7年債	超長期債			合計	団体数	発行額	団体数	発行額					
	個別発行		共同発行					15年債	20年債	30年債						団体数	発行額			
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額				
H10	28	17,540									28	17,540			2	293				
H11	28	20,610									28	20,610			2	257				
H12	28	19,390			12	3,300					28	22,690			1	197				
H13	28	17,940			15	4,300					28	22,240	1	10						
H14	28	20,580			17	6,150					28	26,730	34	1,636						
H15	20	23,710	27	8,470		19	10,450			3	700	1	200	29	43,530	80	2,682			
H16	25	26,770	27	12,430		22	12,320		1	150	5	1,350	2	300	33	53,320	93	3,276		
H17	29	29,100	27	13,080		24	13,020		1	200	9	2,350	4	700	35	58,450	105	3,445		
H18	32	26,700	29	13,240		25	10,650	1	400	1	100	15	3,600	5	700	38	55,390	122	3,513	
H19	34	24,400	28	12,140		26	10,650			19	4,950	10	1,790	42	53,930	122	3,043	1	499	
H20 (2月まで)	37	23,750	30	11,300	2	450	23	10,030			19	7,070	9	1,650	44	54,250	117	3,500		
H21 (予定)	37	30,050	33	13,900	1	800	27	12,400			19	7,100	7	1,500	46	67,650	93	2,500		

※ H21全国型市場公募地方債の合計額には償還年限未定分等を含む。

※ H20・21住民参加型市場公募地方債の額は地方債計画ベースの数値。

【全国型市場公募地方債の発行団体】（福井県、奈良県は来年度から新規に発行する予定）

北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

# 共同発行市場公募債

33の地方団体が共同して発行する債券  
(平成15年4月から毎月発行)

平成21年度発行予定:1兆3,900億円  
10年満期一括償還

## 1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき33団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

## 2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体】(下線は来年度からの参加を予定している団体)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

# 共同発行市場公募地方債発行団体の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道・宮城県・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・長野県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・札幌市・仙台市・千葉市・川崎市・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県・鹿児島県		29	13,240
H19	大分県・静岡市	福岡県・横浜市・名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県・新潟市		30	12,300
H21 (予定)	福島県・岡山県・徳島県		33	13,900

# 地方債の信用維持の仕組み

## 1 国における制度的対応

- (1) 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- (2) 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

## 2 地方公共団体における対応

- (1) 行財政改革の推進、平成の大合併
- (2) 地域活性化施策の推進による税源の確保
- (3) 財務情報の開示、IRの推進

## 3 その他

- (1) 第三セクター等の経営改革
- (2) 地方公会計の取組

# 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

## 〔地財計画〕

### 標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

### 標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足  
(平成21年度 10.5兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

4 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から第5項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第3項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債について、同条第4項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

# 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

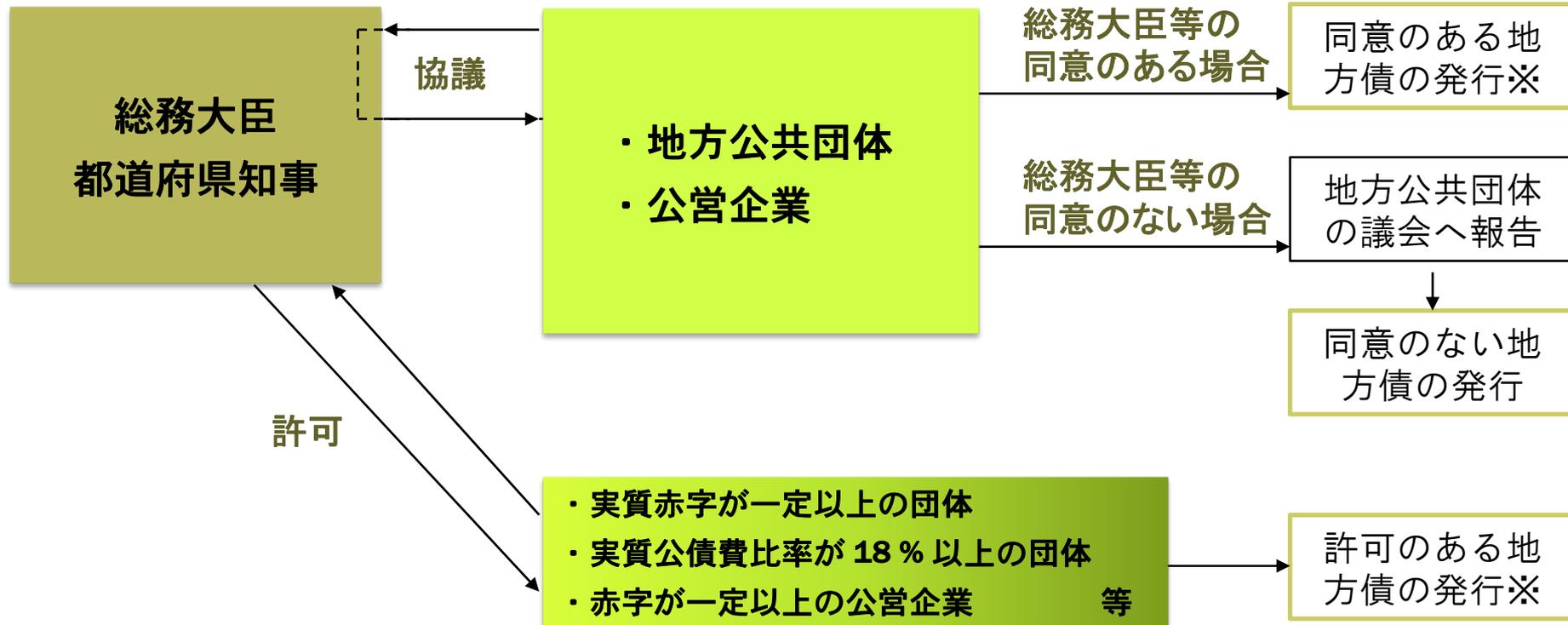
災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	80% 算入
臨時財政対策債	100% 算入
⋮	

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入
⋮	

# 地方債協議制度のしくみ

- 原則として地方債の発行を自由とする協議制度  
(平成17年度までは、地方債の発行は原則禁止とされ、許可が必要)



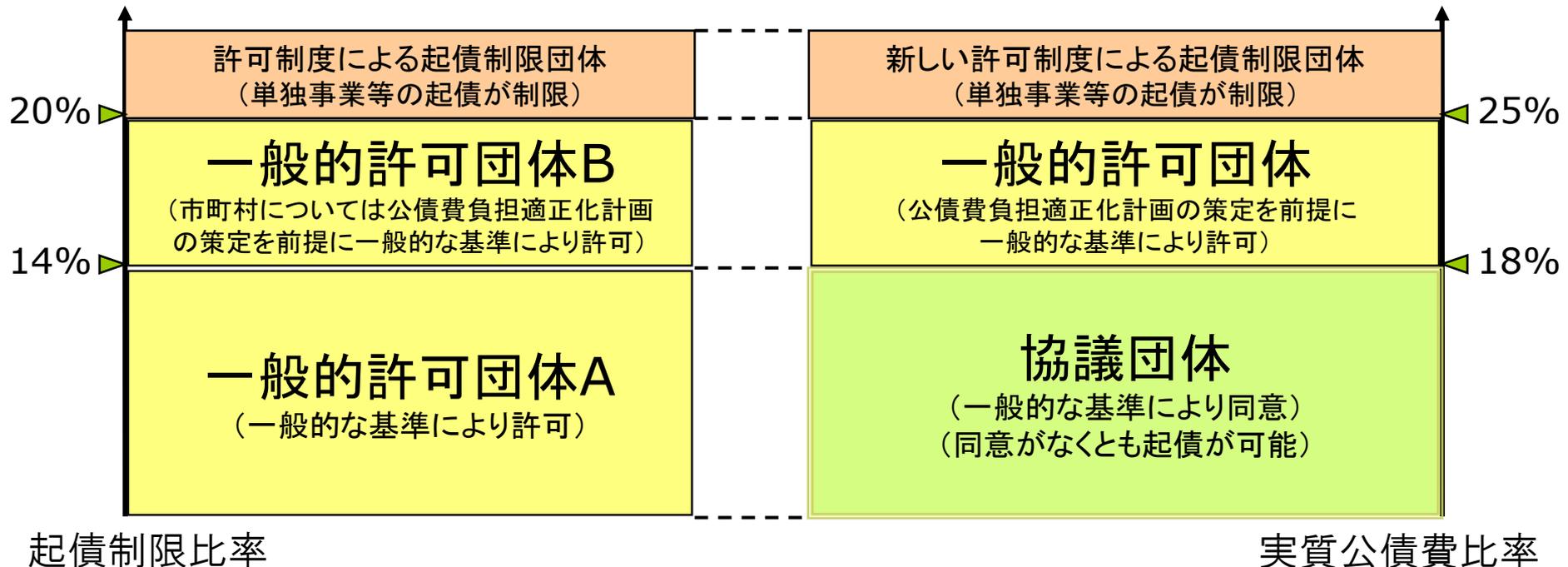
※総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、  
・ 公的資金の充当  
・ 元利償還金の地方財政計画への算入

# 地方債協議制度における早期是正措置の仕組み

- 実質公債費比率 18 % 以上の地方公共団体は、  
公債費負担適正化計画の策定を前提に許可
- 実質公債費比率 25 % 以上の地方公共団体は、  
地域活性化事業等の単独事業に係る地方債を制限

## 平成17年度までの許可制度

## 協議制度の枠組み



起債制限比率

実質公債費比率

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
  - ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
  - ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
  - ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
  - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
  - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
  - ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
  - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
    - 【同意無】
      - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
    - 【同意有】
      - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
  - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

### 早期健全化基準

実質公債費比率	25 %
実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県：3.75 %</li> <li>市町村：11.25～15 %</li> </ul>
連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県：8.75 %</li> <li>市町村：16.25～20 %</li> </ul>
将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県：400 %</li> <li>市町村：300 %</li> </ul>

### 財政再生基準

実質公債費比率	35 %
実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県：5 %</li> <li>市町村：20 %</li> </ul>
連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県：15 %</li> <li>市町村：30 %</li> </ul>

実質公債費比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

将来負担比率

資金不足比率  
(公営企業ごと)

### 経営健全化基準

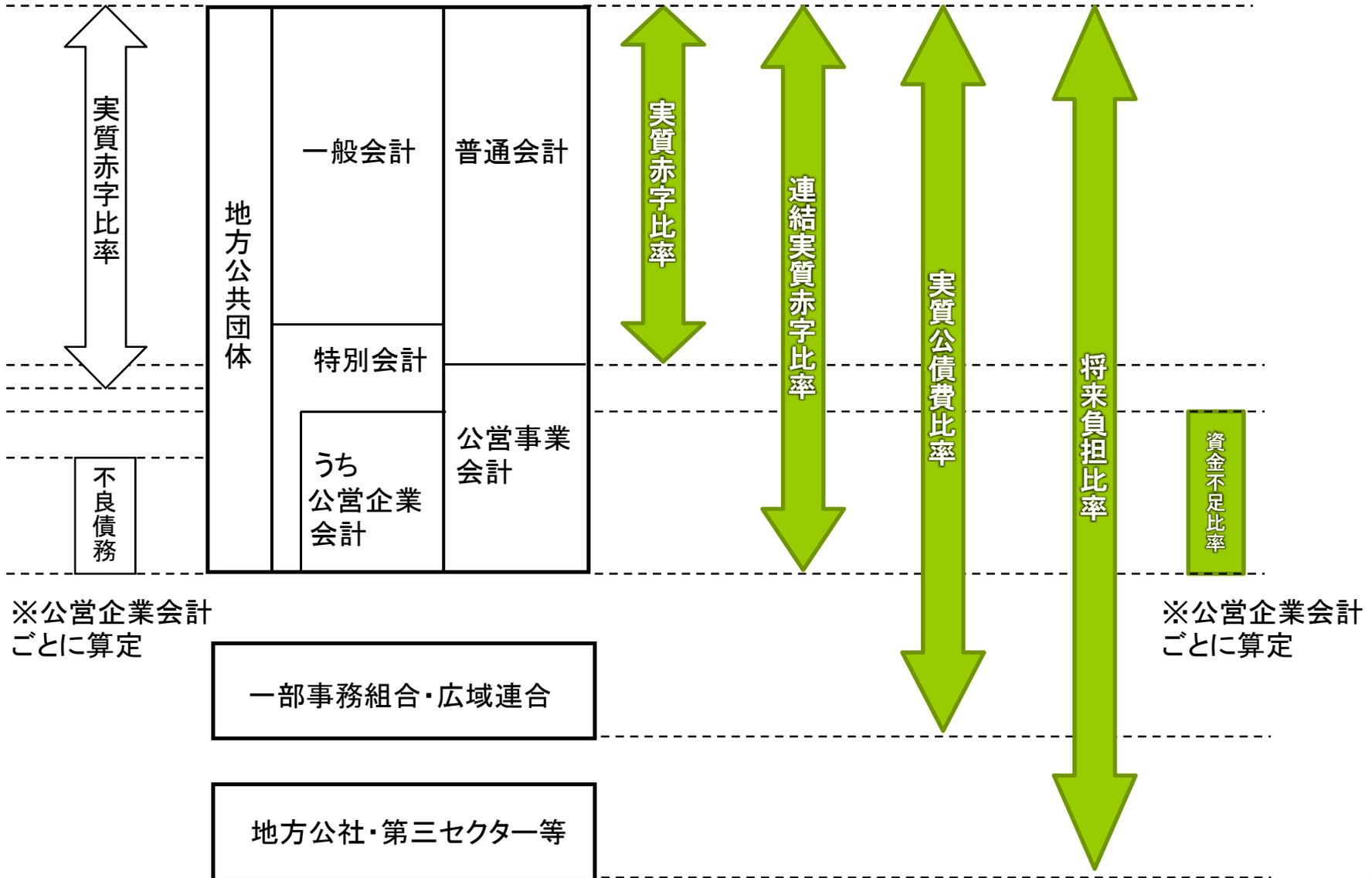
20 %

指標の公表は2007年度決算から、  
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

# 健全化判断比率等の対象について

(参考：地方財政再建促進  
特別措置法)

(地方公共団体財政健全化法)



# 地方債協議制度における早期是正措置と財政健全化法



# 2007年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 (2008年11月28日公表・確報値)

## 1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県・47団体	0	0	0	0	0
政令市・17団体	0	0	0	0	0
市区・789団体	2 (1)	9 (2)	8 (1)	3	22 (4)
町村・1,004団体	0	2	25 (1)	2	29 (1)
合計・1,857団体	2 (1)	11 (2)	33 (2)	5	51 (5)

(注)

- ( )内の数値は、財政再生基準（連結実質赤字比率については、2009年度に適用される40 %）以上である団体数であり、内数である。
- 将来負担比率には、財政再生基準はない。
- 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準（財政再生基準）以上である団体の純計は、43 (3)団体（市区15 (2)、町村28 (1)団体）である。

## 2. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務 組合等	合計		都道府県	政令市	市区町村	一部事務 組合等	合計
水道	0/26	0/17	3/1,262	0/101	3/1,406	病院	0/48	1/17	50/520	2/83	53/668
簡易水道	0/3	0/6	6/925	0/3	6/937	市場	0/8	1/17	7/142	1/11	9/178
工業用水道	0/39	0/7	0/96	0/8	0/150	と畜場	0/3	0/6	3/44	0/12	3/65
交通	0/3	4/20	13/70	0/4	17/97	宅地造成	0/54	0/25	24/451	3/9	27/539
電気	0/30	0/4	1/27	0/3	1/64	下水道	0/44	0/27	13/2,648	0/22	13/2,741
ガス	0/0	0/1	0/33	0/1	0/35	観光施設	0/6	0/6	22/336	0/2	22/350
港湾整備	0/29	0/4	0/36	0/4	0/73	その他	0/19	0/1	2/84	0/41	2/145
						合計	0 /312	6 /158	144 /6,674	6 /304	156 /7,448

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。